

埼玉県社会的養育推進計画検討委員会 設置要領

(目 的)

第1条 厚生労働省子ども家庭局長通知（平成30年7月6日付「都道府県社会的養育推進計画」の策定について）により、各都道府県において、新たな社会的養育推進計画を策定するよう求められたことから、本県の実情を踏まえた埼玉県社会的養育推進計画の策定を検討するため埼玉県社会的養育推進計画検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、埼玉県社会的養育推進計画の策定に向けて次に掲げる事項を検討する。

- (1) 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織 等)

第3条 委員は、別紙のとおりとする。

(委 員 長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、平成30年12月1日から平成32年3月31日までとし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委 員 会)

第6条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

(事 務 局)

第7条 委員会の事務局は、埼玉県福祉部こども安全課に置く。

- 2 その他、委員長が必要と認める者を置く。

(雑 則)

第8条 この要領に定めるものの他、委員会の運営について必要な事項は、別途協議するものとする。

附 則

この要領は、平成30年12月1日から施行する。